

随縁カントリークラブ竹岡コース 年次会員会則

通称『T-Club』

第1章 総則

- 第1条 (名 称) 本会の年次会員を通称「T-Club」(以下本会)と称する。
- 第2条 (目 的) 本会は随縁カントリークラブ竹岡コースの施設利用を通じて、健全なゴルフの普及に努めることを目的とする。
- 第3条 (権 利) 本会及び年次会員登録者はゴルフ場の経営、優先的プレー権等いわゆるメンバーコースにおける権利を有しないことを確認する。
- 第4条 (事務局) 本会は事務局を随縁カントリークラブ竹岡コース内のクラブハウスに置くものとする。

第2章 年次会員・登録

- 第1条 (入会手続き) 本会に入会しようとするものは、所定の申し込み手続きを行い、随縁カントリークラブ竹岡コースの承認を得た後、速やかに入会金・年会費を支払わなければならない。
- 第2条 (入会資格) 暴力団及び暴力的不法行為の恐れがある者と、ゴルフ場の施設を利用することが好ましくない者は登録できない。
- 第3条 (有効期間) 入会手続きと年会費受領確認を以って入会とし、有効期間は2017年7月1日から2018年6月30日までの一年間とする。
- 第4条 (入会金・年会費) 入会金・年会費は本会の定める金額とし、入会時に全額を納入する。退会及び登録取消者については、入会金・年会費の返還はしない。
- 第5条 (資格の喪失) 本会登録者(以下「年次会員」)は次の事由が生じたときその資格を失う。
(1) 本人より退会の申し入れがあったとき。
(2) 本人が死亡したとき。
(3) 本人が本会より除名されたとき。
- 第6条 (資格の消滅) ゴルフ場は、年次会員に次の条項に該当する行為があったときは、通達なしに登録を取り消し、資格を消滅せしめることができる。
(1) 本会則、ゴルフ場利用約款及びその他本会の定める規則に違反したとき。
(2) 本会の名誉及び信用を傷つけ、または秩序を乱したとき。
(3) その他、会員としての品位を損なうと認められる行為、及び犯罪行為があったとき。
- 第7条 (資格の譲渡) 本会の資格は譲渡できない。
- 第8条 (年次会員証) 本会は登録者に対し、年次会員カードを交付します。年次会員が当ゴルフ場を利用するときは、この年次会員カードを提示しなければならない。尚、退会時にはこれを本会に返還するものとする。
- 第9条 (権 利) 年次会員は優先的予約、優先的プレー等の権利は有しない。
- 第10条 (義 務) 年次会員は年次会員契約による義務のほか、次の義務を負う。
(1) 当ゴルフ場利用約款、本会会則、エチケットマナー等を遵守すること。
(2) 本会の秩序を乱し、名誉を傷つける行為をしないこと。
(3) 年次会員相互の友好を心がけ、他の年次会員及びプレーヤーに迷惑をかける行為をしないこと。
- 第11条(会則の改定) 本会則の改定は事務局で定めるものとし、その効力は全ての年次会員に及ぶものとする。